

都市計画法

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道
都市計画事業事業計画変更認可申請書
(五条川左岸処理区)

令和 7 年度

愛知県犬山市

都市計画事業事業計画変更認可申請書

7 犬下第 号
令和 7 年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

申請者 住所 犬山市大字犬山字東畠 36
名 称 犬山市
代表者 犬山市長 原 欣伸

都市計画法第 63 条第 1 項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

犬山市

2. 都市計画事業の種類及び名称

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）

3. 事業計画

イ. 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

令和 7 年 愛知県告示第 113 号の事業地を削り、犬山市字落添を事業地とする。

ロ. 主要な施設の設計の概要

約 1,124 ヘクタール

事業認可処理面積 約 991 ヘクタール

事業認可排水面積 約 73 ヘクタール

約 1,240 メートル

幹線管渠延長 (汚水) 約 42 メートル

幹線管渠延長 (雨水) 約 130 メートル

雨水貯留施設

五ヶ村調整池

敷地面積 約 16,300 平方メートル

令和 8 年 3 月 31 日まで

ハ. 事業施行期間 昭和 57 年 8 月 13 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4. 既に受けた都市計画事業認可の告示年月日及び告示番号

昭和 57 年 8 月 13 日	愛知県告示 第 821 号
昭和 63 年 3 月 25 日	愛知県告示 第 301 号
平成 元年 3 月 15 日	愛知県告示 第 225 号
平成 4 年 3 月 30 日	愛知県告示 第 380 号
平成 7 年 4 月 19 日	愛知県告示 第 393 号
平成 13 年 4 月 17 日	愛知県告示 第 361 号
平成 17 年 3 月 29 日	愛知県告示 第 313 号
平成 24 年 3 月 6 日	愛知県告示 第 143 号
平成 27 年 6 月 19 日	愛知県告示 第 274 号
平成 30 年 2 月 9 日	愛知県告示 第 37 号
令和 3 年 4 月 6 日	愛知県告示 第 217 号
令和 4 年 2 月 8 日	愛知県告示 第 42 号
令和 7 年 3 月 11 日	愛知県告示 第 113 号

添付書類

- (1) 事業地を表示する図面
 - (位置図 別添図のとおり)
 - (実測平面図 別添図のとおり)
- (2) 主要な施設の設計の概要を表示する図書
 - (平面図 別添図のとおり)
- (3) 資金計画書
- (4) 下水道法第4条に基づく事業計画(変更)書の写し
- (5) 申請理由書
- (6) 都市計画決定の計画書の写し
- (7) 変更前の認可に係る告示の写し
- (8) 直前の認可に係る申請書の写し
- (9) 事業の進捗状況を表示する図面

(3) 資 金 計 画 書

資金計画書

(千円)

年 次	イ 経費の部								
	建設改良費					起債元利 償還費	維持 管理費	その他	合計
	管 渠	ポンプ場	処理場	建設費 分担金	計				
～令和6年	31,091,169 33,247,276			3,499,973 3,438,393	34,788,048 36,685,669	196,906 218,755	28,499,771 29,522,923	10,788,088 10,789,831	74,075,907 76,998,423
令和7年	3,077,450 1,108,792			35,400 45,420	3,112,850 1,154,212	—	385,457 396,508	463,600 521,990	3,961,907 2,072,710
令和8年	814,132			45,420	859,552	—	418,152	521,990	1,799,694
令和9年	251,159			45,420	296,579	—	365,922	521,990	1,184,491
令和10年	524,319			45,420	569,739	—	306,351	521,990	1,398,080
令和11年	543,640			45,420	589,060	—	327,615	521,990	1,438,665
令和12年	3,429,156			45,420	3,474,576	—	311,843	521,990	4,308,409
合計	34,168,619 39,918,474			3,535,373 3,710,913	37,900,898 43,629,387	196,906 218,755	28,885,228 31,649,313	11,251,688 13,921,771	78,037,814 89,200,471

(千円)

年 次	ロ 財源の部										
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費				
	国 費	起 債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料	他会計 繰入金	その 他	計	
～令和6年	9,314,342 10,471,034	21,823,127 22,614,409	581,229 432,302	2,637,230 2,695,785	432,120 472,139	34,788,048 36,685,669	12,619,013 12,517,793	26,668,846 27,439,711	— 355,250	39,287,859 40,312,754	74,075,907 76,998,423
令和7年	1,231,000 260,740	1,661,800 800,300	196,250 0	23,800 24,704	— 68,468	3,112,850 1,154,212	420,800 477,622	428,257 103,079	— 337,797	849,057 918,498	3,961,907 2,072,710
令和8年	312,004	474,862	39,486	33,200	—	859,552	566,800	373,342	—	940,142	1,799,694
令和9年	53,051	187,335	22,993	33,200	—	296,579	573,400	314,512	—	887,912	1,184,491
令和10年	49,665	421,970	64,904	33,200	—	569,739	578,100	250,241	—	828,341	1,398,080
令和11年	55,174	433,651	67,035	33,200	—	589,060	682,000	167,605	—	849,605	1,438,665
令和12年	628,832	1,058,263	1,729,581	57,900	—	3,474,576	674,200	159,633	—	833,833	4,308,409
合計	10,545,342 11,830,500	23,484,927 25,990,790	777,479 2,356,301	2,661,030 2,911,189	432,120 540,607	37,900,898 43,629,387	13,039,813 16,069,915	27,097,103 28,808,122	— 693,047	40,136,916 45,571,084	78,037,814 89,200,471

(4) 下水道法第4条に基づく事業計画（変更）書の写し

流域関連公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者 大山市長 原 欣伸

工事着手の年月日 昭和57年6月8日

工事完成の予定年月日 令和 8年3月31日
令和13年3月31日

I. 事業計画書

(第1表の1) 分流式－汚水

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
予定処理区域の面積	約1,124 ヘクタール 約991	予定処理区域内の地名	犬山市 区域は下水道計画一般図表示のとおり		
処理分区の名称	面 積 (単位:ヘクタール)	流域下水道との接続箇所の番号	流域下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘要
犬山第一 処理分区	1,124 991	犬山1号	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山幹線	

(第1表の2) 分流式－雨水

予定排水区域調書								
予定排水区域の面積	約75 ヘクタール	予定排水区域内の地名	犬山市 区域は下水道計画一般図表示のとおり					
排水区の名称	面積 (単位:ヘクタール)	摘要						
橋中排水区	24							
五ヶ村排水区	48							
五郎丸第二排水区	3							

(第3表) 分流式－雨水

吐口調書							
排水区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	放流先の水位	摘要
五ヶ村排水区	分流式 雨水管渠	五ヶ村 放流幹線	大口町二ツ屋 二丁目	5.5m ³ /s	一級河川 巾下川	HWL 30.21m	

(第4表の1) 分流式－汚水

管渠調書				
処理分区の名称	主要な管渠の内り寸法 (単位: ミリメートル)	延長 (単位: メートル)	点検箇所の数	摘要
犬山第一処理分区	○200～○1,650 ○150～○1,650	24,360 21,930	1箇所	方法: マンホール内から管内目視若しくは管口カメラを用いる 頻度: 5年に1回以上
合計		24,360 21,930		

(第4表の2) 分流式－雨水

管渠調書				
排水区の名称	主要な管渠の内り寸法 (単位: ミリメートル)	延長 (単位: メートル)	点検箇所の数	摘要
五ヶ村排水区	□1,400×□1,400 ～ □3,500×□2,000	2,680	—	
合計		2,680	—	

(第7表) 分流式－雨水

貯留施設調書				
排水区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位 m ³)	摘要
五ヶ村排水区	五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目、大字羽黒新田字下平塚及び丹羽郡大口町ニッ屋二丁目地内	40,800	浸水対策

(5) 申 請 理 由 書

申 請 理 由 書

犬山市の公共下水道事業（五条川左岸処理区）は、昭和 57 年度に事業着手後、今日まで鋭意事業進捗に努め、令和 6 年度までに汚水既認可区域 1,124ha のうち約 79.7%に相当する約 896ha の面整備が完了し、雨水既認可区域 75ha のうち約 33%に相当する約 24ha の面整備が完了した。

今回、下記に示す内容について変更を行い、都市の健全な発展に寄与するものである。

記

1. 汚水については、犬山市下水道計画の実施にあたって事業認可区域約 133ha を削除する。
2. 汚水については、事業認可区域の変更に伴い、幹線管渠延長を変更する。
3. 汚水については、使用の部分を変更する。

(6) 都市計画決定の計画書の写し

尾張都市計画下水道の変更

(犬山市決定)

計画書

令和7年度

愛知県 犬山市

尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）

都市計画犬山公共下水道「2. 排水区域」 「3. 下水管渠」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

雨水面積	約1,057ha
汚水面積	約1,249ha

3. 下水管渠

(2) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 楽田西野 2丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

汚水適正処理構想において、区域の見直しを行ったため、これに伴い汚水の排水区域および汚水管渠を変更する。

理 由 書

本市の公共下水道事業は、「五条川左岸流域下水道」及び「五条川右岸流域下水道」の流域関連公共下水道として、昭和57年度に犬山公共下水道の都市計画決定を行い、鋭意その整備（汚水・雨水）を進め、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び雨水排除に努めてきたところである。

今回、下水道を整備する区域を示す汚水適正処理構想の見直しを行ったため、これに伴い、より効率的かつ経済的に事業を継続することを目的に、排水区域の一部を削除し、都市の健全な発展に寄与することを目的に、一部を排水区域に追加するものである。

尾張都市計画下水道の変更

(犬山市決定)

計画書

令和6年度
令和7年度

愛知県 犬山市

尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）

都市計画犬山公共下水道「2. 排水区域」「3. 下水管渠」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 犬山公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

雨水面積	約1,057ha
	約1,545ha
汚水面積	約1,249ha

3. 下水管渠

(1) 雨水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚	
五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

(2) 汚水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 字落添 犬山市 楽田西野 2丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目、大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内	
五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

汚水適正処理構想において、区域の見直しを行ったため、これに伴い汚水の排水区域および汚水管渠諸元を変更する。

【新旧対照表】

新旧対照表

新	旧																																																																		
<p>尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）</p> <p>都市計画犬山公共下水道「2. 排水区域」「3. 下水管渠」を次のように変更する。</p> <p>1. 下水道の名称 犬山公共下水道</p> <p>2. 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <p style="text-align: center;">$\begin{cases} \text{雨水面積} & \text{約 1,057 ha} \\ \text{汚水面積} & \text{約 1,249 ha} \end{cases}$</p> <p>3. 下水管渠</p> <p>(1) 雨水管渠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村1号 雨水幹線</td> <td>犬山市 大字羽黒新田 字下平塚</td> <td>犬山市 字平塚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五ヶ村 放流幹線</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>(2) 汚水管渠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山 污水幹線</td> <td>犬山市 楽田西野 2丁目</td> <td>犬山市 楽田西野 2丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>4. その他の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>位 置</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村調整池</td> <td>犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五郎丸第二調整池</td> <td>犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p>	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚		五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目		内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 楽田西野 2丁目		内 訳	位 置	備 考	五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内		五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内		<p>尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）</p> <p>都市計画犬山公共下水道「4. その他の施設」に五郎丸第二調整池を次のように追加する。</p> <p>1. 下水道の名称 犬山公共下水道</p> <p>2. 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <p style="text-align: center;">$\begin{cases} \text{雨水面積} & \text{約 1,057 ha} \\ \text{汚水面積} & \text{約 1,545 ha} \end{cases}$</p> <p>3. 下水管渠</p> <p>(1) 雨水管渠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村1号 雨水幹線</td> <td>犬山市 大字羽黒新田 字下平塚</td> <td>犬山市 字平塚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五ヶ村 放流幹線</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>(2) 汚水管渠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山 污水幹線</td> <td>犬山市 楽田西野 2丁目</td> <td>犬山市 字落添</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>4. その他の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>位 置</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村調整池</td> <td>犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五郎丸第二調整池</td> <td>犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p>	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚		五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目		内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 字落添		内 訳	位 置	備 考	五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内		五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内	
内 訳		位 置			備 考																																																														
	起 点	終 点																																																																	
五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚																																																																	
五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目																																																																	
内 訳	位 置		備 考																																																																
	起 点	終 点																																																																	
犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 楽田西野 2丁目																																																																	
内 訳	位 置	備 考																																																																	
五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内																																																																		
五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内																																																																		
内 訳	位 置		備 考																																																																
	起 点	終 点																																																																	
五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚																																																																	
五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目																																																																	
内 訳	位 置		備 考																																																																
	起 点	終 点																																																																	
犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 字落添																																																																	
内 訳	位 置	備 考																																																																	
五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内																																																																		
五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内																																																																		

【 參 考 資 料 】

(1) 計画決定事項を説明する図面及び表

① 排水区画割平面図 (別紙参照)

② 丈量図 (収用に係る土地) (該当なし)

③ 管径及び管渠敷設ルートが確認できる図面 (変更なし)

④ 流量表・流量計算書 (流量計算表) (別紙参照)

⑤ 工費概算書

(百万円)

区分	雨水管渠	污水管渠	合計
管渠施設	7,868	41,530 33,270	49,398 41,138
雨水貯留施設	1,036	—	1,036
計	8,904	41,530 33,270	50,434 42,174

⑥ 都市計画策定の経緯の概要

尾張都市計画下水道の変更 (犬山市決定)

事項	時期	備考
説明会	令和 年 月 日	
公聴会	令和 年 月 日	
事前協議	令和7年7月24日	
事前協議回答	令和7年8月29日	
案の縦覧	令和7年9月5日から 令和7年9月19日まで	縦覧者 0名 意見書提出 (有・無)
市町村都市計画審議会	令和7年10月2日	
知事への協議	令和7年10月31日	
知事回答	令和7年11月19日	
決定告示	令和7年12月10日	

⑦ 他の行政機関等との協議経過及び回答の写し (該当なし)

(2) その他参考資料

① 計画排水人口	63, 620人 43, 900人 51, 170人 12, 450人 (五条川左岸34, 400人、五条川右岸9, 500人)										
② 計画処理人口	63, 620人 43, 900人 51, 170人 12, 450人 (五条川左岸34, 400人、五条川右岸9, 500人)										
③ 下水排除方式	分流式										
④ 降雨強度	52. 4mm/hr (5年確率)										
⑤ 降雨強度式	$I_5 = 1, 547. 1 / (t^{0.74} + 8. 805)$ I : 降雨強度 (mm/hr) 、 t : 流達時間 (min)										
⑥ 雨水流出量算定式	$Q = 1/360 \times C \times I \times A$ Q : 雨水流出量 (m³/sec) 、 C : 流出係数、 I : 降雨強度 (mm/hr) 、 A : 排水面積(ha)										
⑦ 流出係数	<table><tbody><tr><td>ア 商業地域</td><td>0. 80</td></tr><tr><td>イ 住居地域</td><td>0. 50</td></tr><tr><td>ウ 準工業地域</td><td>0. 65</td></tr><tr><td>エ 工業地域</td><td>0. 65</td></tr><tr><td>オ 緑地その他</td><td>0. 20~0. 35</td></tr></tbody></table>	ア 商業地域	0. 80	イ 住居地域	0. 50	ウ 準工業地域	0. 65	エ 工業地域	0. 65	オ 緑地その他	0. 20~0. 35
ア 商業地域	0. 80										
イ 住居地域	0. 50										
ウ 準工業地域	0. 65										
エ 工業地域	0. 65										
オ 緑地その他	0. 20~0. 35										

⑧ 汚水量（日最大）

五条川左岸	31,446 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
	21,568 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
	18,677 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
ア 生活汚水量	11,455 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
	3,366 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
イ 営業汚水量	2,299 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
	3,306 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
ウ 地下水量	4,502 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
	6,097 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
エ 工場排水量	3,312 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
五条川右岸	4,131 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
	3,164 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
	189 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
ア 生活汚水量	157 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大
イ 営業汚水量	
ウ 地下水量	
エ 工場排水量	621 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大

【流量表・流量計算書（流量計算表）】

管渠流量調查表 (污水)

管渠原單 $\text{IV.} \text{ (m}^3\text{/s/ha)}$

五条川左岸処理区

尾張都市計画下水道 犬山公共下水道総括図 (污水)

尾張都市計画下水道の変更 (犬山市 決定)
〔 総括図 〕 汚水 縮尺 1/15,000
1-1

總括圖引得

縮 尺 1/15,000

1 - 1

五 五 五

300

卷之三

犬山公共下水道

高 市

2000-01

卷之六

一級河川

1:15,000

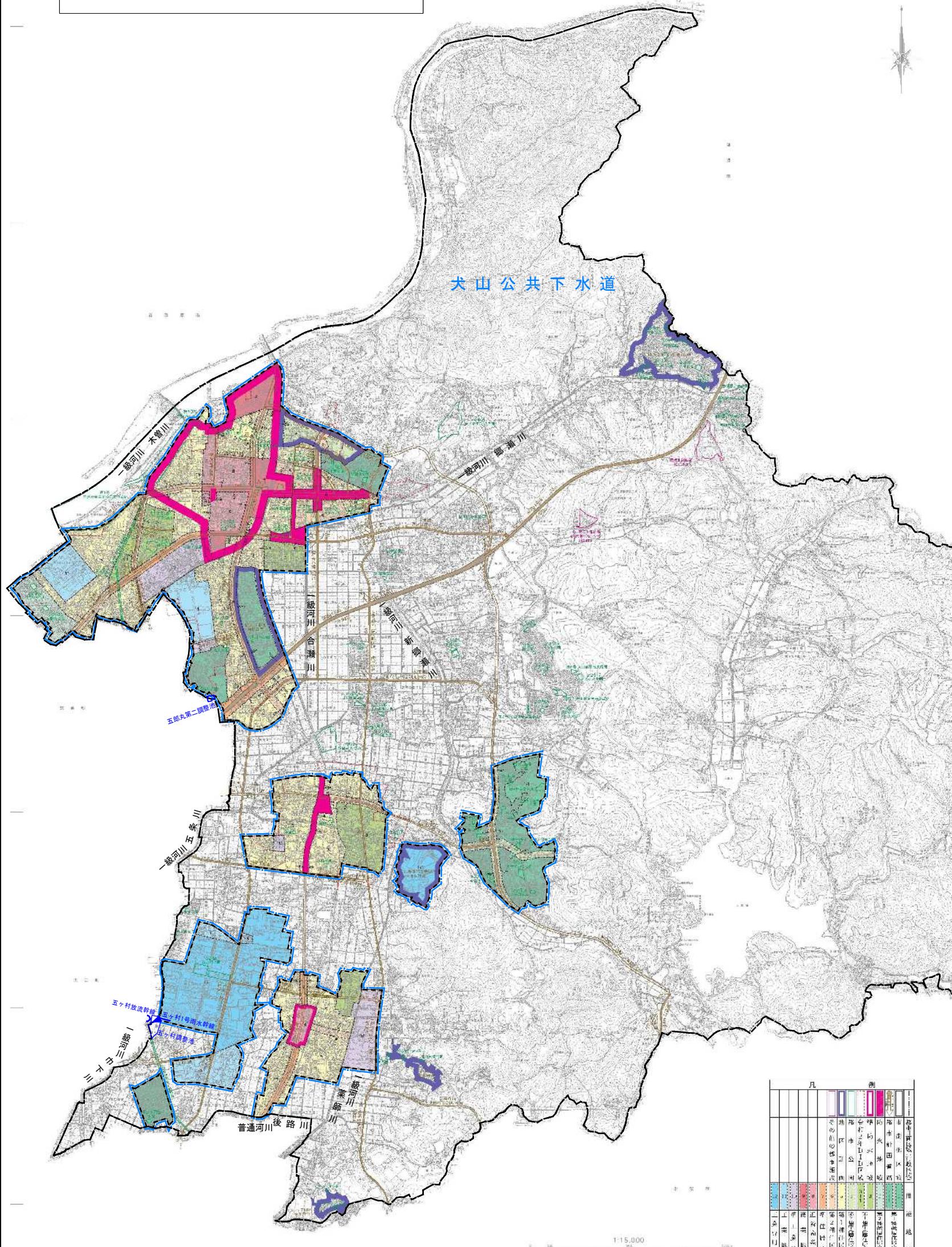
例		凡	
正	正	正	正
中	中	中	中
上	上	上	上
下	下	下	下
左	左	左	左
右	右	右	右
内	内	内	内
外	外	外	外
前	前	前	前
后	后	后	后
内	内	内	内
外	外	外	外
前	前	前	前
后	后	后	后
左	左	左	左
右	右	右	右
上	上	上	上
下	下	下	下
中	中	中	中
正	正	正	正

（2）在本实验中，当水温升到一定值时，水温不再升高，而是保持恒温，这说明水的比热容大，水的吸热能力大。

凡 例	
---	行政区域界
—·—	处理区域界 (五条川左岸・右岸)
[---]	市街化区域界
[—·—]	处理区域界 (変更なし)
[—·—]	处理区域界 (削除)
[—·—]	处理区域界 (追加)
→	公共下水道污水幹線 (変更なし)
→	公共下水道污水幹線 (削除)
→	吐き口 (変更なし)
→	流域下水道幹線
○	流域接続点

尾張都市計画下水道 犬山公共下水道総括図（雨水）

尾張都市計画下水道の変更（犬山市 決定）
〔総括図〕雨水 縮尺 1/15,000
1-2



凡	例
-----	行政区域界
-----	市街化区域界
□	排水区域界 (変更なし)
→	公共下水道雨水幹線 (変更なし)
—	吐き口 (変更なし)
□	その他の施設(変更なし) (雨水貯留施設)

凡 例	
-----	行政区域界
-----	市街化区域界
□	排水区域界 (変更なし)
→	公共下水道雨水幹線 (変更なし)
—	吐き口 (変更なし)
□	その他の施設(変更なし) (雨水貯留施設)

(7) 変更前の認可に係る告示の写し（当初～最終分）

第7843号

遼寧公報 第7843號

金匱目

国务院 8 月 13 日

5 111の4まで、112の1、113、114の1、114の2、116、118の1から118の3ま
で、119の10の5、111の2、111の6、112の2、112の3、112の6、113の2、113
の5、114の2、115の2、116の2、117の2、119の2、120の2、123の3、123の
4、126の一部、白鳥町大清水30の2の一部、30の5aの一部、53の1の一部、53
の2の一部、57の1の一部、57の2、58の一部、59の一部及びこれらの中間に
隣接する道路、水路である河川地の一部及び河川地の50の2、50の3、51
の6、52の4、53の5、55の3、56の5、57の4に隣接する道路である国有地の
一部

4 白鳥町大清水に繋入する区域
八幡町沖川の1の一部、2の一部、3の1の一部、3の2の一部、13の1の一
部、13の2の一部、14の一部、17の1の一部、17の2、18の1の一部、18の2か
ら18の4まで、36の1から36の3までの各一部、36の5の一部、36の6の一部、
40の1の一部、40の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の
一部

5 白鳥町西古瀬に繋入する区域
八幡町沖川の1の一部及びこれに隣接する道路である国有地の一部

要別県告示第621号

都市計画法（昭和45年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計
画事業を次のように認可した。

昭和57年8月13日

要別県知事 仲谷義明

施行者の名称
犬山市

都市計画事業の範囲及び名称
尾瀬北部都市計画下水道事業大山公共下水道（簡選）

事業施行期間
昭和57年8月13日から昭和64年3月31日まで

事業地

(1) 収用の部分
犬山市字西野山内

(2) 使用の部分
犬山市字土坂、字上小針、字裏之門、字猪塚、字外裏敷、字猪塚、字木

愛知県告示第822号
道路法(昭和27年法律第190号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域
を次のようて整備する。
その区域面積は、公示の日から一箇月間愛知県土木部道路維持課において一

昭和15年8月13日

愛新覺羅氏
仲
裕
璽
明

電路の 名	路 線 名	長 度 M	開 通 日	性 質 別	波長の範囲 M	通 信 度
一般電送 30J号	新潟市原守新潟22番町から 福井県守新潟26番の1地先まで	15.1 30J号	日 23.0~67.0	0.840 0.840	23.0~67.0	0.840

愛知県告示第823号
道路法(昭和27年法律第160号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その開通面積は、公示の日から1箇月間愛知県土木部道路維持課において一般の観察に供する。

四庫全書

卷之三

1	施設等の名前
2	大山市
3	都市計画事業の種類及び名称 尾張北部都市計画下水道事業大山公共下水道（管渠）
4	事業施行期間 昭和57年8月13日から昭和64年3月31日まで
(1)	取用の部分

(2) 大術術学臨野地内
使用の部分

新規の規	規 稽名	供用開始の区間	使用開始の期日
一般規則1514	新規の規	新規の規	2015年3月1日未満

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

昭和63年3月25日

愛知県知事 鈴木 札治

- 1 施行者の名称
碧日井市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
碧日井都市計画下水道事業碧日井公共下水道（中央処理区）
- 3 事業施行期間
昭和46年2月19日から昭和68年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
昭和57年愛知県告示第377号の事業地のうち、勝川町5丁目を削る。
(2) 使用の部分
昭和57年愛知県告示第377号の事業地のうち、勝川町5丁目地内において事業地を変更する。――
- 5 図書の縦覧場所
碧日井市役所

(2) 使用の部分
変更なし

愛知県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

昭和63年3月25日

愛知県知事 鈴木 札治

- 1 施行者の名称
大山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
尾張北部都市計画下水道事業大山公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和57年8月13日から昭和68年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分

昭和57年愛知県告示第621号の事業地に大山市字密添、字五反田、字地國旭西、字柿畑、字新川、字下舞合、字上舞台、字角池、字大上戸、字追分、字須西及び字丸左エ門通り、大字羽黒新田字高橋前、字征野、字阿弥姫池通り、字下島、字三右エ門屋敷、字御前、字西風駄、字寺浦道、字下姫屋、字中姫屋、字上姫屋、字八幡西、字八幡、字八幡東、字八幡前、字起東及び字米野東、大字羽黒字成海郷、字面間屋敷、字池ノ向、字官浦、字東下市船、字西下市場、字懸ヶ、字貴船浦、字寺浦、字西向畑、字東向畑、字前川原、字上前川原、字下大日、字上大日、字南金星、字北金星、字二日町、字川原口、字神明、字古市場、字城郷敷、字船器、字小安、字高見、字徳見、字知浦、字殿町、字田中、字殿浦道、字羽黒朝日五丁目、字羽黒新井山、字水寺戸、字赤坂、字外山野、字豈ヶ洞及び字北坂、長者町一丁目から七丁目まで並びに大字池野字二本木、字金山、字福子場、字早稻田、字下畠敷、字上之庄、字石浦、字大門、字仲屋敷、字牛岩及び字東桑原地内を加え、字仲田、字一色館、字中唐曾、字東唐曾、字西高坪地内を削り、字土取、字上小糸、字莫之門、字若宮、字外屋敷、字横

町、字本町、字番前、字畠田、字惣作、字天神、字中小針、字東北野、字北之
戸畔、字城山、字寺西、字西北野、字鳥社、字燒町、字勝部前、字北之
門、字西浦、字燒音浦、字上沼、字鳥屋越、字鶴浦、字舟田、字中道、字
味加浦、字上根島、字北大橋、字七ツ屋、字的場、字南大橋、字巾前、字
西野、字下根島、字下沼、字上西浦、字元敷前及び字下小針地内において
事業地を変更する。

5 国営の縦貫道路所

犬山市役所

愛知県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計
画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

昭和63年3月25日

愛知県知事 緒木 礼治

1 施行者の名称

西枇杷島町

2 都市計画事業の類別及び名称

名古屋都市計画下水道事業西枇杷島都市下水路（小堀塚下水路）。

3 事業施行期間

昭和55年1月21日から昭和69年3月31日まで

4 事業地

愛知県告示第304号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域
を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県土木部道路維持課において一
般の参観に供する。

昭和63年3月25日

愛知県知事 緒木 礼治

5 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

使用の部分

昭和56年愛知県告示第1185号の事業地のうち北岐町地内において事業地
を変更する。

6 国営の縦貫道路所

西枇杷島町役場

愛知県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計
画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

昭和63年3月25日

愛知県知事 緒木 礼治

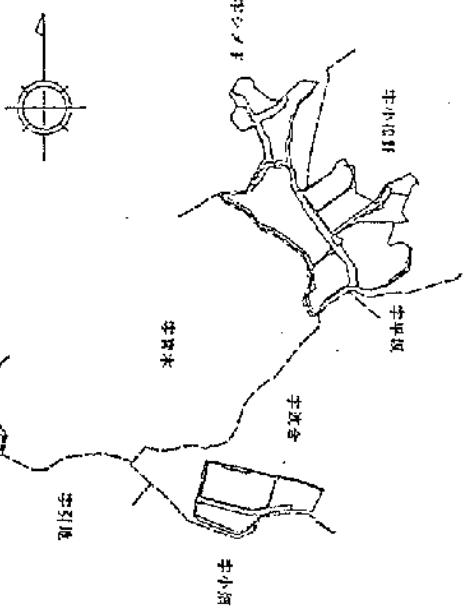
道路の 種類	路 線 名 称	通 路 の 区 間	旧 規 則	新 規 則	変 更 の 幅員	延 長
一般国道	151号	三好郡一宮町大字西上字井谷津 5番3地先から局16番2地先ま で	旧 A B	9.0~10.3 12.0	12.0 12.0	0.132 0.137
県	道 加茂川志賀線	豊田市中塙内町高瀬75番20地 元、周元屋敷22番1地先及び同 町林口34番地先まで	旧 A B	11.0~26.0 3.6~24.0	1.522 1.522	0.170 1.489
名古屋岩倉線	小牧市小木西二丁目277番地先	旧	18.0	18.0	0.041	0.041

別図第2

愛知県告示第225号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計
画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成元年3月15日

愛知県知事 鈴木 佐治



- 1 施行者の名称
大山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
尾張北部都市計画下水道事業 大山公共下水道(付帯等)
- 3 事業施行期間
昭和57年8月13日から平成7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
昭和63年愛知県告示第301号の事業地に大山市大字大山字北古券、字東古券、字東余坂、字富士見町、字高見町、字天白松下、字東林崎、字西林崎、字二王島、字一本杉、字中延池、字下延池、字天神、字天神前、字中山、字渠師石作、字上延池、字中延池、字下延池、字天神、字天神前、字渠師前、字渠正寺前、字末東、字渠師、字東畠、字愛宕、字水ノ下、字渠師前、字渠正寺前、字渠友、字柳町、字赤錦、字神ノ木、字山口、字神子森、字北小杉、字南小杉、字上り屋、字中野、字石畠、字上時通間、字下時通間、字三木組手、字西古券、字南古券、字秋葉下、字東三条、字渠師前、字天神町一丁目から天神町四丁目まで、大字渠師、字末友、字巾屋敷、字區正、字西四郎丸、字丁田、字中屋敷、字大浦屋敷、字下前田、字万願寺、字西浦、字前田、字五反田、字花ノ木、字上海、大字五郎丸、字渠師敷、字新田組、字狹間、字前田、字上前田、字下前田、字二ヶ子塚、字万願寺、字渠師、字西島、字渠師、字前田、字隔田、字八龍、字渠師組、字前田、字渠師川、字神明下、柿坪一丁目、字爪東一丁目、橋爪東三丁目、橋爪東五丁目、五郎丸東一丁目、五郎丸東三丁目、羽黒福興西一丁目、大字羽黒字北町、字下堂前、字馬道地内を加え、字北大橋、字下沼、字鳥巣越、字渠師前、字下小針、字中小外、大字羽根字上大日、地内において事業地を変更する。
- 5 大山市役所

凡	例
二二二	字

愛知県告示第377号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。 平成4年3月30日	
1 施行者の名称 豊田市	愛知県知事 鈴木 礼治
2 都市計画事業の種類及び名称 豊田市計画道路事業3・4・40号月見線	
3 事業施行期間 昭和62年6月8日から平成5年3月31日まで	
4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	
5 図書の縦賛場所 豊田市役所	
愛知県告示第378号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。 平成4年3月30日	
1 施行者の名称 愛知県告示第378号	愛知県知事 鈴木 礼治
2 都市計画事業の種類及び名称 豊田市計画道路事業3号月見線	
3 事業施行期間 昭和62年6月8日から平成5年3月31日まで	
4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	
5 図書の縦賛場所 豊田市役所	
愛知県告示第379号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。 平成4年3月30日	
1 施行者の名称 名古屋市	愛知県知事 鈴木 礼治
2 都市計画事業の種類及び名称 名古屋市計画下水道事業名古屋公共下水道（汚泥処理区）	
3 事業施行期間 昭和60年2月1日から平成8年3月31日まで	
4 事業地 (1) 収用の部分 平成3年愛知県告示第345号の事業地に、名古屋市港区小賀須二丁目を 加える。 (2) 使用の部分 変更なし	
5 図書の縦賛場所 名古屋市役所	
愛知県告示第380号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計	

画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成4年3月30日

愛知県知事 鈴木 札治

- 1 施行者の名称
大山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
尾張北部都市計画下水道事業大山公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和57年8月13日から平成9年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
なし

(2) 使用の部分

平成元年愛知県告示第225号の事業地に、大山市大字羽黒字子安及び西野二丁目地内を加え、大字大山字二王鳥、字中連池、字下蓮池、字天神、字中山、字葉師原、字葉師、字尊正寺町、字末友、字出口、字南古券、天神町一丁目、二丁目及び四丁目、大字橋爪字巾屋敷、字中屋敷、字大浦屋敷及び字西浦、大字五郎丸字皿屋敷、字狹間、字上前田、字下前田、字万願寺、字隅田、字八筆、字橋運組及び字前畠、大字羽黒字北巾、字下前畠、字馬道、字成海郷、字池ノ向、字宮浦、字東下市場、字西下市場、字下大畠敷、字擴豊、字小安及び字高見、羽黒稲葉西一丁目、大字羽黒新田字高見前、字寺海道及び字米哥東、字落添、字新川、字下舞台、字角池、字大上戸、字土取、字鳥屋越、字龜池、字上根島、字北大橋、字七ツ屋、字南大橋及び字下沼地内において事業地を変更し、大字大山字北古券、字東古券、字東余坂、字富士見町、字高見町、字天白、字天白松下、字東林崎、字西林崎、字一本杉、字中之宮下、字野畔、字北溝筋、字南溝筋、字石作、字上連池、字天神前、字東畠、字愛宕、字木ノ下、字葉師町、字柳町、字赤錦、字神ノ木、字神子森、字北小杉、字南小杉、字上り屋、字中野、字東石畠、字上時迫間、字下時迫間、字三本縄手、字西古券、字秋葉下、字東三条、字擴ヶ坪及び天神町三丁目、大字橋爪字末友、字國正、字四郎丸、字一丁田、字下前田、字万願寺、字割田、字五反里、字花ノ木及び字上海、大字五郎丸字新田組、字二夕子塚、字拂崎、字西島、字堀端、字鈴瀬川及び字神明下、梅坪一丁目、橋爪東三丁目、橋爪東五丁目、五郎丸東一丁目及び五郎丸東三丁目、大字羽黒字徳間屋敷、字懸ヶ、字貴船浦、字寺浦、字寺浦、字西向畠、字東向畠、字前川原、字上前川原、字南金屋、

字底見、字細浦、字...町、字田中、字桜海道、字水井戸、字赤坂、字外山

野、字堂ヶ洞及び字比敷、羽黒朝日五丁目、羽黒新外山及び長者町一丁目

から七丁目まで、大字羽黒新田字毬野、字阿弥陀池廻り、字下島、字三右

字門屋敷、字郷前、字西屋敷、字下輝屋、字中輝屋、字上輝屋、字八幡西、字八幡、字八幡東、字八幡前、字起ヶ及び字起東、大字池野字二本木、字金山、字稻子場、字早稻田、字下屋敷、字上之田、字石畠、字大門、字仲屋敷、字牛岩及び字東桑原、字五反田、字地藏池西、字石畠、字若宮、字外屋敷、字横町、字本町、字登前、字野田、字惣作、字天神、字中小針、字東北野、字敷畔、字城山、字寺西、字西北野、字鳥社、字姥野、字勝部前、字北之門、字西浦、字觀音浦、字上沼、字角田、字中道、字味加田、字的場、字巾前、字西野、字下根島、字上西浦、字元散前及び字下小針を削る。

5 図書の縦賃場所
大山市役所

愛知県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成4年3月30日

愛知県知事 鈴木 札治

- 1 施行者の名称
東海市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
知多北部都市計画下水道事業加家第1雨水幹線等
- 3 事業施行期間
昭和61年3月5日から平成10年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
昭和61年愛知県告示第188号の事業地のうち東海市東海町4丁目及び荒尾町中新田地内において事業地を変更する。
- 5 図書の縦賃場所
東海市役所

同	アップル通信	同	三和出版株式会社
同	おとこの遊び専科	同	株式会社青人社
同	オレンジ通信	4	株式会社東京三世社
同	シティプレス	同	同
同	スコラ	23222-4/13	株式会社スコラ
同	女	おとこの遊び専科4月号	株式会社青人社
同	デラベッピン	5月号	英知出版株式会社
同	投稿ニャンニャン写真	同	株式会社サン出版
同	特選あそび専門街	同	株式会社司書房
同	ピンクハウス	同	株式会社日本出版社
同	スパ一スク	同	株式会社白夜書房
同	過激通信	同	三共図書
単行本	縛・・・艶汁	ISBN-06-2532XZ112	アトラクティヴ・プロ
同	むいてあげたい	No.51	北陽出版

愛知県告示第390号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定に基づき、平成7年3月30日次のように保険医及び保険薬剤師の登録をした。

平成7年4月19日

愛知県知事職務代理者
愛知県副知事 佐治正之

氏名	登録の記号 及び番号	氏名	登録の記号 及び番号	氏名	登録の記号 及び番号
医師		篠瀬 誠	同 22873	杉江 里美	同 8126
西川美名子	愛医 22864	加藤 英明	同 22874	鈴木 淳子	同 8127
梅田 久視	同 22865	鈴木 崇弘	同 22875	牧 陽子	同 8128
初瀬 勝朗	同 22866	岩瀬 克敏	同 22876	佐藤 由美	同 8129
土屋 廣起	同 22867	岡本 早苗	同 22877	辻 治代	同 8130
野田 篤	同 22868	花村 美穂	同 22878	杉崎しのぶ	同 8131
丸井 拓二	同 22869	歯科医師		稻葉真理子	同 8132
鈴木 健司	同 22870	安東 基善	愛歯 7800	桐山 啓子	同 8133
小松 義直	同 22871	薬剤師		安井淑久美	同 8134
赤塚 元	同 22872	中畠 稔	愛薬 8125	溝上 賀子	同 8135

愛知県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成7年4月19日

愛知県知事職務代理者
愛知県副知事 佐治正之

行者 名稱	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 総覧場所
西尾市	西尾幡豆都市計画道路事業3・4・7号西尾新川港線	平成7年4月19日から 平成12年3月31日まで	収用の部分 西尾市高砂町、永楽町、南旭町、和泉町、会生町、満全町及び本町地内 使用の部分 なし	西尾市役所

愛知県告示第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成7年4月19日

愛知県知事職務代理者
愛知県副知事 佐治正之

行者 名稱	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 総覧場所
豊橋市	豊橋渥美都市計画道路事業3・4・13号豊橋駅前通	平成7年4月19日から 平成10年3月31日まで	収用の部分 豊橋市花田町字西宿及び駅前大通一丁目地内 使用の部分 なし	豊橋市役所

愛知県告示第393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次

のように認可した。

平成7年4月19日

愛知県知事職務代理者

愛知県副知事 佐治正之

施 行 者 の 名 称	都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張北部都市計画下水道事業犬山公共下水道	昭和57年8月13日から 平成14年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 平成4年愛知県告示第380号の事業地 に犬山市大字五郎丸字鷺寺、字兜池、字 石経及び字道下を加え、大字五郎丸字隅 田地内において事業地を変更する。	犬山市役所

公 告

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第1項の規定に基づき届出のあった次の建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、同条第2項の規定に基づき公示する。

平成7年4月19日

愛知県知事職務代理者

愛知県副知事 佐治正之

届 出 者 の 名 称	建 物 の 名 称	建 物 の 所 在 地
株式会社アオキスーパー	アオキスーパー植田店	名古屋市天白区植田南2丁目701ほか3筆

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条第1項の規定によって、狩獵免許試験を次のように行います。

平成7年4月19日

愛知県知事職務代理者

愛知県副知事 佐治正之

- 1 試験の日時
平成7年8月25日（金）午前9時30分から
- 2 試験の場所
愛知県勤労会館 名古屋市昭和区鶴舞一丁目2-32
- 3 狩獵免許申請書
 - (1) 受付期間
平成7年7月21日（金）から平成7年8月3日（木）までの午前9時から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除きます。）
 - (2) 配布場所
愛知県農地林務部自然保護課、各県事務所及び獵友会
 - (3) 提出先
申請者の住所地を所管する各県事務所（名古屋市内に住所を有する人は、愛知県農地林務部自然保護課）
- 4 問い合わせ先
愛知県農地林務部自然保護課
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-01）
電話（052）961-2111 内線3693

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ4の規定によって、平成7年度狩獵免許更新検査及び講習を次のように行います。

平成7年4月19日

愛知県知事職務代理者

愛知県副知事 佐治正之

- 1 狩獵免許更新検査及び講習の実施日時、場所、申請書の受付期間等

実 施 日 時	実 施 場 所	狩 獵 免 許 更新 申 請 書 受 付 期 間
平成7年6月14日（水） 午後1時30分～	愛知県勤労会館 2階小ホール 名古屋市昭和区鶴舞一丁目2-32	平成7年5月31日（水）から 同 6月7日（水）まで
平成7年7月11日（火） 午後1時30分～	甲山会館 岡崎市六供町出崎15-1	平成7年6月27日（火）から 同 7月4日（火）まで

416

平成13年4月17日

火曜日

愛知県公報

第1763号

愛知県告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成13年4月17日

愛知県知事 神田真秋

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図面の掲載場所
犬山市	尾張北部都市計画下水道事業犬山公共下水道	昭和57年8月13日から平成17年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 平成7年愛知県告示第393号の事業地を削り、犬山市字落合、字鶴池、字上鶴島及び字土取、栗田大橋二丁目及び三丁目、並びに西野二丁目を事業地とする。	犬山市役所

愛知県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年4月17日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	道路の区域			延長
		区間	旧新別	敷地の幅員	
県道春日井一宮線	小牧市小木西一丁目118番地先から同127番地先まで		旧	10.6~31.8	0.159
			新	12.0~34.0	0.159
名古屋外環状線	小牧市小木西一丁目109番地先から同126番地先まで		旧	16.0~36.0	0.039
			新	16.0~36.0	0.039

愛知県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年4月17日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道大里停車場清洲線	豊明市奥田町三十番地7140番2地先から同11下部町用志用10番2地先まで		平成13年4月17日

県告示第364号

愛知県県営住宅条例（昭和28年愛知県条例第13号）第38条の規定に基づき、知事が定める駐車場を次のように定め、平成13年5月1日から施行する。

平成13年4月17日

愛知県知事 神田真秋

駐車場を設置する県営住宅	所在地
新守山第二住宅	名古屋市守山区
東高森台住宅	春日井市

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように地籍調査の成果を認証した。

平成13年4月17日

愛知県知事 神田真秋

1 国土調査を行った者の名称

藤岡町

2 調査年度

平成8年度から平成12年度まで

3 成果の名称

愛知県告示第311号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、豊浜、師崎、日間賀島、篠島、大浜、栄生、佐久島、衣崎、形原、三谷、福江、小中山及び神戸加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があつたものと認めた。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

愛知県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地	圖書の 収容場所
犬山市	尾張北部都市計画下水道事業犬山市公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から平成21年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	犬山市役所

愛知県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地	圖書の 収容場所
犬山市	尾張北部都市計画下水道事業犬山市公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から平成24年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	犬山市役所

愛知県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地	圖書の 収容場所
小牧市	尾張北部都市計画下水道事業小牧市公共下水道	昭和48年12月5日から平成24年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	小牧市役所

愛知県告示第315号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

三河港(3)臨港交通施設の表道路の項中	神野埠頭8号岸壁第1バース 豊橋臨港道路25号線交点	11.5×245.75	を
神野埠頭8号岸壁第1バース 豊橋市神野西町1丁目10番地内	11.5×321.96	に改め、三河港(4)荷さばき施設の表荷さばき地	
の項中 神野埠頭10号荷さばき地 豊橋市神野西町1丁目10番地内	19,476.25m ²	」を	
神野埠頭10号荷さばき地 田原埠頭2号荷さばき地 田原埠頭3号荷さばき地	豊橋市神野西町1丁目10番地内 田原市緑が浜地内 田原市緑が浜地内	19,476.25m ² 4,466.36m ² 4,098.84m ²	に改め、三河港(5)保管施設の表野積
場の項中 神野埠頭16号野積場 神野埠頭26号野積場	豊橋市神野西町神野埠頭 豊橋市神野西町神野埠頭	10,700.10 13,732.90	コンテナ 」を 一般雜貨」
神野埠頭26号野積場	豊橋市神野西町神野埠頭	10,700.10 13,732.90	に改める。

附 則

この規程は、平成24年3月10日から施行する。

告 示

愛知県告示第140号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第6条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害図書類として指定する。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

区分	図書名	号別	発行所等
雑誌	チャンプロード	4月号	株式会社笠倉出版社
同	Bejean	同	株式会社ジーオーティー

愛知県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

1 保安林の所在場所

知多郡東浦町大字緒川字庄九坂1から3まで、4の1から4の5まで、5の1、5の2、6の1から6の5まで、7の1から7の3まで、8から11まで、12の1、12の2、13の1、20の1、21の1、21の2、22の1、22の3から22の5まで、22の7から22の15まで、22の19から22の22まで、22の24、22の32、24、25の1、25の2、字上舟木58の1、58の2、59から63まで、字下舟木1の1から1の6まで、11、12、字石名平25の34、25の35、字大藪13の23から13の26まで、13の28から13の36まで、13の43、13の44、字引蛙7の20、7の21、7の26、7の47、7の63（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課及び東浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

1 解除予定保安林の所在場所

日進市三本木町福池559の6・559の9・559の10・559の12・559の16（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、559の17から559の23まで、一番割560の29・560の32（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため。

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課及び日進市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から平成30年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	犬山市役所

愛知県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から平成30年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	犬山市役所

愛知県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
稲沢市	尾張都市計画下水道事業稲沢公共下水道	平成2年11月28日から平成30年3月31日まで	収用の部分変更なし 使用の部分変更なし	稲沢市役所

愛知県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
大口町	尾張都市計画下水道事業大口公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和63年11月18日から平成30年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	大口町役場

愛知県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	岡崎設楽線	旧	岡崎市小美町字岩ヶ根70番2地先から同茅原沢町字梁野54番45地先まで		12.0~24.2 km 0.881
		新	同		12.0~24.2 0.881
	西尾知多線	旧	高浜市論地町三丁目2番17地先から同1番15地先まで		13.1~38.5 0.125
		新	同		13.1~37.8 0.125
	市場福岡線	旧	岡崎市上地町字上明寺16番地先から同15番地先まで		7.7~11.2 0.004
		新	同		11.2 0.004

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

1 保安林予定森林の所在場所

北設楽郡豊根村古真立字山中沢14の6（次の図に示す部分に限る。）、15の2、17の1、富山字大沼32の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山中沢14の6（次の図に示す部分に限る。）、字大沼32の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

豊田市上切町赤羽根3の79、山口123の2、島崎町築和合3051、3078の2、3078の5、3078の9、3078の10、3078の27から3078の29まで、3078の32から3078の34まで、3078の45、3078の57から3078の60まで、3078の65、3078の66、小渡町石田1の1、下平11、11の1、宮前22、24、25、26の1から26の4まで、26の6、27、45の1、坪崎町イヲツ2の2、3の2、3の10、5の9、6の10、6の37、8の9から8の11まで、9の7から9の10まで、10の1、10の4、10の5、10の14、11、12の4、西山1の8、2の4から2の6まで、下渡瀬7の1の1、7の1の10、7の10、7の23、8の3、8の24から8の26まで、8の41、8の55、8の57、田之尻1の13、古屋敷1の8、ヒカゲ3の1、7、8、8の1、14、26の4、26の15、27の2、27の16、中根入8の5、8の7、8の9、ヒヨ毛16の9、16の18、日下部町古ヤシキ3の3、3の4、万根町松葉3の1、3の3、時瀬町大平1の72、1の79、1の80、1の120、1の123、1の124、榎野町落17の1、青木下26、28、32、33、38の1から38の4まで、39、鳥居前21、44、中根52の1、53から55まで、55の1、56、57の1、57の2、浮橋6、7、42の1（次の図に示す部分に限る。）、44の5、44の6、58の2、60、61、旭八幡町根山70の1から70の4まで、70の6、70の7、70の19、池島町押山1、2の1、2の2、下中町下中2237、2242の1、2242の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山 公共下水道（五条川左岸処理 区）	昭和57年8月13日から 平成30年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	犬山市役所

愛知県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山 公共下水道（五条川右岸処理 区）	平成17年3月29日から 平成30年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	犬山市役所

愛知県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
扶桑町	尾張都市計画下水道事業扶桑 公共下水道	平成10年4月15日から 平成30年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	扶桑町役場

愛知県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

道路の 種類	路線名	道路の区域			
		新 別	旧 区	間	敷地の幅員
県道	西春停車場線	旧	北名古屋市九之坪南町5番1地先から同九之坪西町32番地先まで		5.8～19.1 m 0.228 km
		新	北名古屋市九之坪南町7番地先から同九之坪西町32番地先まで		5.8～19.1 m 0.190 km
	浅井犬山線	旧	江南市中般若町北浦184番地先から同川端286番地先まで 江南市中般若町北浦184番地先から同川端286番地先まで	A 25.4～31.8 B 19.8～30.7	0.141 0.178
		新	江南市中般若町北浦184番地先から同川端286番地先まで	A 25.4～31.8	0.141

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西春停車場線	北名古屋市九之坪南町13番地先から同西之保東海1番地先まで	平成27年6月19日

区分	図書名	号別	発行所等
雑誌	実話時代	3月号	三和出版株式会社

愛知県告示第35号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、次のように遊漁規則の変更を認可した。
平成30年2月9日

愛知県知事 大村秀章

巴川漁業協同組合内共第16号及び第17号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

巴川漁業協同組合 豊田市足助町宮平26番地1

2 漁業権の免許番号

内共第16号及び第17号

3 変更の内容

第2条第4項中「第7条第1項の」を「第7条第1項及び第2項の規定による」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第7条第1項ただし書中「次項ただし書」を「第3項ただし書」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「による遊漁の場合には」を「に係る1日の遊漁料は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 遊漁者（中学生以下の者及び肢体不自由者を除く。）が女性の場合のあゆの竿釣及び引掛けに係る1年の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず、8,000円とする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年2月9日

愛知県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年2月9日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
小牧市	尾張都市計画下水道事業小牧公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和48年12月5日から平成35年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	小牧市役所

愛知県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年2月9日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から平成35年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	犬山市役所

愛知県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	松平志賀中金線	旧	豊田市幸海町下御堂下切19番1地先から同割林46番1地先まで		m 11.3～35.0
		新	同		km 0.542 11.3～46.5

1項において老人の心身の健康の保持に資するための事業を実施するように努めなければならないとされていることから、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

このため、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、第6次小牧市総合計画の実施計画に掲げられた事業であり、地域における高齢者の社会参加及び生きがいづくりの拠点として、味岡地区に老人福祉センターを新設する事業である。本件事業の施行により、高齢者の生活相談、健康相談、機能回復訓練等を実施することによって、心と身体の健康を保持することができ、また、老人クラブの運営に対する援助等を行うことによって、高齢者の地域社会への参加を促すことができる。よって、本件事業を行うことにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

イ 一方、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第2条第2項に規定する対象事業に該当しないことから、事業実施に伴い環境に及ぼす影響は小さいと考えられる。また、起業者の調査によると、起業地内には、レッドリストあいち2015において指定されている絶滅危惧II類のホンシュウカヤネズミ、ナゴヤダルマガエル及びドジョウ並びに準絶滅危惧種のミナミメダカ、ナガオカモノアラガイ及びマルタニシが生息していることが確認されたが、起業地内は生息域の一部であり、生息環境が広く分布していることから影響は小さいと考えられる。なお、事業の施行に当たり、学識者の指導助言を受け、周辺の生息環境への移動等の必要な保全措置を講ずるとともに、濁水防止対策等を実施することとしている。

また、起業者の調査によると、起業地内の土地には、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は、見受けられない。よって、本件事業を行うことにより失われる利益は少ないと考えられる。

ウ 本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的条件、経済的条件及び技術的条件から3候補地を総合的に比較検討し、最も合理的である起業地を選定していることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

エ アからウまでに述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

現在、小牧市には第1老人福祉センター及び第2老人福祉センターが設置されているが、計画していた利用者数を超えており、また、これらの施設から離れた位置にある小牧西部地区及び味岡地区の高齢者は、老人福祉センターの利用率が低くなっている。小牧市の高齢化率は、平成23年10月に18.6%であったが、令和2年10月には24.7%と上昇しており、今後も高齢者が増加すると見込まれることから、本件事業を早急に施行する必要性は高いものと認められる。

なお、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を行うために必要な範囲であると認められる。また収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、小牧市から申請のあった（仮称）第3老人福祉センター建設事業について、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小牧市役所

愛知県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月6日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			敷地の幅員	延長
		新	旧	区間		
県道	岡崎設楽線	旧		岡崎市須淵町字才明27番1地先から同鍛ヶ谷町字椿坂3番1地先まで	6.3～37.5m	0.736km
		新		同		

愛知県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和3年4月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から 令和5年3月31日まで	収用の部分 平成30年愛知県告示第37号の事業地に犬山市梁田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚並びに丹羽郡大口町二ッ屋二丁目を加える。 使用の部分 平成30年愛知県告示第37号の事業地に犬山市字平塚及び大字羽黒新田字下平塚並びに丹羽郡大口町二ッ屋二丁目を加える。	犬山市役所

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県東三河建設事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市城下町、西赤沢町、東赤沢町、伊古部町、高塚町、西七根町、東七根町、寺沢町、小松原町、小島町、細谷町及び東細谷町並びに田原市伊良湖町、日出町、堀切町、小塩津町、和地町、越戸町、若見町、池尻町、赤羽根町、高松町、大草町、南神戸町、東神戸町及び六連町	令和2年11月20日から 令和3年3月19日まで	公共測量（撮影・写真地図データ作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市東区葵二丁目及び葵三丁目	令和2年7月15日から 令和3年3月12日まで	公共測量（土地区画整理事業4級基準点測量65点）
名古屋市千種区稻舟通1丁目及び2丁目、大島町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、鏡池通2丁目及び3丁目、末盛通5丁目、田代本通4丁目及び5丁目、東山通1丁目、日岡町1丁目、2丁目及び3丁目並びに平和公園二丁目、昭和区荒田町5丁目、折戸町6丁目、川名町6丁目、川名木町6丁目、川原通7丁目及び8丁目、菊園町6丁目、五軒家町、駒方町1丁目、汐見町、檀溪通1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、長戸町6丁目、萩原町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、広路通6丁目及び7丁目、広路本町6丁目、南分町6丁目、元宮町6丁目並びに安田通6丁目及び7丁目、瑞穂区荒崎町、石田町2丁目、石川町3丁目及び4丁目、御菴町3丁目、4丁目及び5丁目、大殿	公共測量（航空レーザ測深） 令和3年3月22日まで	

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

教育委員会規則

○愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則	第1号	(教職員課)	2
○愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	第2号	(特別支援教育課)	2

告 示

○青少年の健全な育成を阻害する有害図書類の指定	第38号	(社会活動推進課)	3
○保安林予定森林	第39号	(森林保全課)	3
○道路の区域の変更	第40号	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	第41号	(同)	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道(五条川左岸処理区))	第42号	(下水道課)	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(西部処理区))	第43号	(同)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(東部処理区))	第44号	(同)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(日光川上流処理区))	第45号	(同)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(五条川右岸処理区))	第46号	(同)	4
○都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (知多都市計画公園事業5・5・6号美浜町総合公園)	第47号	(公園緑地課)	4

公 告

○総合文書管理システム用サーバ機器等に関する一般競争入札の実施		(法務文書課)	5
○県税徴収金輸送及び入金業務に関する一般競争入札の実施		(税務課)	6
○新型コロナウイルス感染症自宅療養者に提供する食事調達の単価契約に関する一般競争入札の実施		(感染症対策課)	8
○異種目換地の事前指定		(農地計画課)	10
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	10
○公共測量の実施		(用地課)	10
○共通物品の単価契約(トナーカートリッジ類3品目)に関する一般競争入札の実施		(調達課)	10
○P P C 再生紙等の単価契約に関する一般競争入札の実施		(同)	12
○充電器(充電保管庫)に関する一般競争入札の実施		(同)	14
○愛知県愛知用水水道事務所上野浄水場で使用する電気等に関する一般競争入札の実施		(企業庁総務課)	16
○落札者等の公示		(経営課)	18
○運転免許証用カード基体(優良用)等の単価契約に関する一般競争入札の実施		(警察本部会計課)	19

告示

愛知県告示第38号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第6条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害図書類として指定する。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

区分	図書名	号別	発行所等
雑誌	裏モノ JAPAN	3月号	株式会社鉄人社

愛知県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

1 保安林予定森林の所在場所

田原市赤羽根町大石18の1、19、43、68、大石畠47の1、50から55まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課及び田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和4年4月1日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	佐屋多度線	旧	愛西市森川町井桁西24番1地先から同15番1地先まで		
		新	同	54.0～94.0m	0.187km
				12.0～26.5	同

愛知県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	坂宇場津具設楽線	北設楽郡設楽町長江字松ヶ根8番1地先から同字尊出平5番1地先まで	令和4年2月8日

愛知県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次

のように認可した。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から 令和8年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	犬山市役所

愛知県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（西部処理区）	平成21年3月3日から 令和8年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	一宮市役所

愛知県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（東部処理区）	昭和56年12月7日から 令和8年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	一宮市役所

愛知県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（日光川上流処理区）	平成3年1月23日から 令和8年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	一宮市役所

愛知県告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年2月8日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（五条川右岸処理区）	平成5年12月20日から 令和8年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	一宮市役所

愛知県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

愛知県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
北名古屋市	名古屋都市計画下水道事業北名古屋公共下水道（新川西部処理区）	令和2年3月27日から令和12年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	北名古屋市役所

愛知県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
豊山町	名古屋都市計画下水道事業豊山公共下水道	平成13年10月16日から令和12年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	豊山町役場

愛知県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から令和8年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	犬山市役所

愛知県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から令和8年3月31日まで	収用の部分 犬山市大字五郎丸字猿屋東、丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内 使用の部分なし	犬山市役所

愛知県告示第115号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のように告示する。

その関係図書は、愛知県建設局河川課及び愛知県知立建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

- 1 河川の名称
二級河川猿渡川水系猿渡川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年3月11日
- 3 廃川敷地等の位置

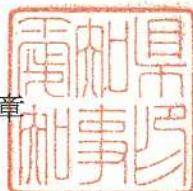
(8) 直前の認可に係る申請書の写し



(一宮建設事務所経由)
6上下水第756号
令和7年3月11日

犬山市
代表者 犬山市長 原 欣伸 殿

愛知県知事 大村 秀章



尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道の事業計画の変更
について（認可）

令和7年1月10日付け6犬下第324号の申請については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、認可します。

担当 建設局上下水道課指導管理室
公共下水道グループ
電話 052-954-6535 (ダイヤルイン)
FAX 052-972-6416



6 上下水第756号
令和7年3月11日

犬山市長 殿

愛知県知事

都市計画事業の事業計画変更認可に伴う関係図書について（送付）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、下記事業の事業計画の変更を認可したことに伴う、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による関係図書については、別紙のとおりです。

記

1 都市計画事業の種類及び名称

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）

2 認可の告示日

令和7年3月11日

担当 建設局上下水道課指導管理室
公共下水道グループ
電話 052-954-6535（ダイヤルイン）
FAX 052-972-6416

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道
都市計画事業事業計画変更認可申請書
(五条川左岸処理区)

令和6年度

愛知県犬山市

都市計画事業事業計画変更認可申請書

6 犬下第324号

令和7年1月10日

愛知県知事 大村 秀章 殿

申請者 住所 犬山市大字犬山字東畠 36
名 称 犬山市
代表者 犬山市長 原 欣伸

都市計画法第63条第1項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

犬山市

2. 都市計画事業の種類及び名称

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）

3. 事業計画

イ. 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

変更なし

ロ. 主要な施設の設計の概要

事業認可処理面積 約 1,124 ヘクタール

約 70 ヘクタール

事業認可排水面積 約 73 ヘクタール

幹線管渠延長（汚水） 約 1,240 メートル

幹線管渠延長（雨水） 約 130 メートル

雨水貯留施設

五ヶ村調整池

敷地面積 約 16,300 平方メートル

ハ.事業施行期間

昭和 57 年 8 月 13 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 既に受けた都市計画事業認可の告示年月日及び告示番号

昭和 57 年 8 月 13 日	愛知県告示 第 821 号
昭和 63 年 3 月 25 日	愛知県告示 第 301 号
平成 元年 3 月 15 日	愛知県告示 第 225 号
平成 4 年 3 月 30 日	愛知県告示 第 380 号
平成 7 年 4 月 19 日	愛知県告示 第 393 号
平成 13 年 4 月 17 日	愛知県告示 第 361 号
平成 17 年 3 月 29 日	愛知県告示 第 313 号
平成 24 年 3 月 6 日	愛知県告示 第 143 号
平成 27 年 6 月 19 日	愛知県告示 第 274 号
平成 30 年 2 月 9 日	愛知県告示 第 37 号
令和 3 年 4 月 6 日	愛知県告示 第 217 号
令和 4 年 2 月 8 日	愛知県告示 第 42 号

添付書類

- (1) 事業地を表示する図面
 - (位置図 別添図のとおり)
 - (実測平面図 別添図のとおり)
- (2) 主要な施設の設計の概要を表示する図書
 - (平面図 別添図のとおり)
- (3) 資金計画書
- (4) 下水道法第4条に基づく事業計画(変更)書の写し
- (5) 申請理由書
- (6) 都市計画決定の計画書の写し
- (7) 変更前の認可に係る告示の写し
- (8) 直前の認可に係る申請書の写し
- (9) 事業の進捗状況を表示する図面

(3) 資 金 計 画 書

資金計画書

(千円)

年 次	イ 経費の部								
	建設改良費					起債元利 償還費	維持 管理費	その他	合計
	管 渠	ポンプ場	処理場	建設費 分担金	計				
～令和5年	32,449,486 30,028,669			3,412,417 3,464,573	35,861,903 33,493,242	218,755 196,906	29,117,029 28,091,802	10,333,088 10,324,488	75,530,775 72,106,438
令和6年	1,858,300 1,062,500			4,700 35,400	1,863,000 1,097,900	— —	696,100 407,969	428,400 463,600	2,987,500 1,969,469
令和7年	1,703,300 3,077,450			3,200 35,400	1,706,500 3,112,850	— —	638,534 385,457	457,300 463,600	2,802,334 3,961,907
合計	36,011,086 34,168,619			3,420,317 3,535,373	39,431,403 37,703,992	218,755 196,906	30,451,663 28,885,228	11,218,788 11,251,688	81,320,609 78,037,814

(千円)

年 次	ロ 財源の部									
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費			
	国 費	起 債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その 他	計	下水道 使用料	他会計 繰入金	その 他	計
～令和5年	10,287,134 9,046,342	22,027,009 21,096,327	432,281 501,929	2,657,959 2,613,430	457,520 432,120	35,861,903 33,690,148	12,073,778 12,160,413	27,376,339 26,255,877		39,450,117 38,416,290
令和6年	865,700 268,000	895,400 726,800	100 79,300	89,100 23,800	12,700 —	1,863,000 1,097,900	319,600 458,600	804,900 412,969		1,124,500 871,569
令和7年	796,700 1,231,000	779,800 1,661,800	100 196,250	118,900 23,800	11,000 —	1,706,500 3,112,850	317,500 420,800	778,334 428,257		1,095,834 849,057
合計	11,949,534 10,545,342	23,702,209 23,484,927	432,481 777,479	2,865,959 2,661,030	481,220 432,120	39,431,403 37,900,898	12,710,878 13,039,813	28,959,573 27,097,103		41,670,451 40,136,916
										81,101,854 78,037,814

(5) 申 請 理 由 書

申 請 理 由 書

犬山市の公共下水道事業（五条川左岸処理区）は、昭和 57 年度に事業着手後、今日まで銳意事業進捗に努め、令和 5 年度までに汚水既認可区域 1,124ha のうち約 79.2%に相当する約 890ha の面整備が完了し、雨水既認可区域 70ha のうち約 34.2%に相当する約 24ha の面整備が完了した。

今回、下記に示す内容について変更を行い、都市の健全な発展に寄与するものである。

記

1. 雨水については、犬山市下水道計画の実施にあたって事業認可区域約 3ha を拡張する。